

【令和6年度 公募型・簡易公募型プロポーザル方式業者選定資料】

件名 須崎港環境調査	ランク：建設コンサルタント等 A等級			技術者の資格： <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（建設もしくは環境）又は建設部門もしくは環境部門） ・博士（業務に該当する分野） ・APECエンジニア（業務に該当する分野） ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・港湾海洋調査士（総合部門又は環境調査部門） ・RCCM（港湾及び空港部門）又は同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）。但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者。なお、同等の能力を有する者とは、RCCM試験に合格しているが、転職等により登録していない立場にいる者をいう。 ・発注者が上記と同等であると認められた者 	
	契約形態：簡易公募型プロポーザル方式				
	企業の同種業務実績：以下の①及び②を実施した業務（①、②は別件業務で可） ①海域において潮流シミュレーションを実施した業務 ②海域において埋没メカニズム解析を実施した業務				
	企業の類似業務実績：設定しない				
業務概要・数量 本業務は、須崎港申の浦地区の海底地形の変化を把握するため、海域環境の現状を把握し、数値シミュレーションにより地形変化への影響について検討するものである。 ・計画準備 ・協議・報告 ・資料収集・整理 ・流況調査 ・水質調査 ・地形データ作成 ・潮流シミュレーション ・地形変化シミュレーション ・検討結果取りまとめ ・対策案の検討 ・成果物	技術者の同種業務実績：以下の①②いずれかを実施した業務 ①海域において潮流シミュレーションを実施した業務 ②海域において埋没メカニズム解析を実施した業務				
技術提案書のヒアリング実施日 令和6年8月19日	業務区分 建設コンサルタント等	業務の等級 A	発注形態 単体設計共同体	特定テーマ：本業務において、須崎港申の浦地区作業ヤード造成による海底地形変化の影響を検討するうえでの課題、着眼点及び解決方法について	技術者の類似業務実績：設定しない

No.	業者名	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当している者	令和5年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のA等級の決定を受けていない者	基四指名整備局から指名停止等措置を要する者（昭59年3月31日付け港管第927号）に	局続会次開社長がの正に定むるがなき更の手にて続開（一般競争）の再決定を続けた者（昭59年3月31日付け港管第927号）に	て警国当土局から通省、暴注力団員等が実質的に要請を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとし	参加申請しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合	業務成績	当該部門の建設コンサルタント登録	企業の業務の実績 [全国対象] [平成26年度以降]	災害協定を締結した団体への所属の有無	企業の業務成績 [地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係に限る）][過去2年度間]				企業の業務表彰 [四国地方整備局対象] [令和4年度以降]	技術者の資格				技術者の同種・類似業務の実績 [全国対象] [平成26年度以降]	技術者の業務成績 [管理技術者（担当技術者として従事した成績評定しない場合は、担当技術者）として従事した地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係に限る）][過去4年度間]				技術者の業務表彰 [四国地方整備局等対象] 又は[令和2年度以降] 又は[令和5年度以降]	制業の務妥実当性体	総合評価							
												JV申請の場合	平均65点以上80点未満（1点ごとに評価点を設定）	平均60点未満	平均80点以上		JV申請の場合	左記以外	資格なし	同種業務の従事経験あり		平均80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上	平均65点以上80点未満（1点ごとに評価点を設定）	平均60点未満	平均60点未満又は実績がない			四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受け	左記以外	場主たる部分を再委託している、または、業務の分担構成が不明確又は不自然な	得点合計	順位	選定の有無	非選定の理由	
1	A	—	—	—	—	—	—	5	0	10	1	0	30	28	10	0	30	5	3	2	0	5	10	30	28	10	0	5	3	2	0	89	3	○	
2	B	—	—	—	—	—	—	5	0	10	1	0	28	28	5	0	30	5	3	2	0	5	10	30	28	10	0	5	3	2	0	94	1	○	
3	C	—	—	—	—	—	—	5	0	10	1	0	26	26	5	0	30	5	3	2	0	5	10	30	26	10	0	5	3	2	0	94	1	○	